

出席者等

福島県建築審査会委員

委員 鈴木 浩
委員 吾妻 明子
委員 神田 まゆみ
委員 清水 晶紀

事務局

土木部	次長(建築担当)	佐々木 孝男
土木部建築指導課	課長	佐々木 和弘
〃	主幹兼副課長	斎藤 幸太郎
〃	専門建築技師	鈴木 秀俊
〃	主任建築技師	五十嵐 浩一
〃	主任建築技師	武田 崇之
〃	建築技師	加藤 美穂

傍聴者 1名

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - 議案1 建築基準法第94条第1項の規定に基づく不服申立て
(大玉村の法第42条第2項道路の件)
- 4 その他
 - 報告1 建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に関する許可件数について
 - 報告2 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準による許可件数について
- 5 閉 会

平成22年度第1回福島県建築審査会 議案議事録

事務局	<p>今回の審査会は、平成二十二年度に委員の改選をしましてから初めての開催となりますので、会長及び会長代理の選出をいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間、福島県土木部建築指導課長佐々木和弘が議長を務めさせていただきます。</p>
佐々木議長	<p>会長及び会長代理は、建築基準法第81条の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。</p>
神田委員	<p>事務局に案があれば聞かせてください。</p>
佐々木議長	<p>それでは、案があれば聞かせてください。</p>
事務局	<p>会長を鈴木浩委員に、会長代理を、本日欠席されておりますが、時野谷茂委員にお願いできればと考えております。</p>
佐々木議長	<p>事務局案に関しまして、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
佐々木議長	<p>御意見がないようですので、事務局案のとおり、会長を鈴木浩委員、会長代理を時野谷茂委員にお願いしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
佐々木議長	<p>会長が選出されましたので、以上をもちまして、私の議長を解任させていただきます。なお、本日欠席されている時野谷委員には後日事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>議事に入らせていただきます。福島県建築審査会条例第2条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。</p>
鈴木議長	<p>議事に入る前に、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出します。議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
鈴木議長	<p>吾妻委員と清水委員を指名します。</p>
鈴木議長	<p>議事に入りますが、今回の議事には個人情報等が含まれており、公正又は円滑な議事運営に支障が生じるため、福島県建築審査会運営規定第9条ただし書きにより、非公開にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
鈴木議長	<p>傍聴されている方は、この会場より退出願います。</p>

(審議概要)	議案一の『建築基準法第九十四条第一項の規定に基づく不服申立て』について審議の結果、出席委員全員の総意として、却下の裁決がなされた。
鈴木議長	以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。
事務局	<p>続きまして、平成21年度の『建築基準法第43条第1項のただし書及び同法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準による許可件数について』事務局から報告します。</p> <p>平成21年度の建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に関する許可件数は81件でした。</p> <p>建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準に関する許可件数は0件でした。</p> <p>委員の皆様、ただ今の説明に関して、何か御意見、御質問などはありませんか。</p>
各委員	(意見・質問なし)
事務局	御質問がないようですので、この件についての報告を終わらせていただきます。
事務局	これもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

(記録者 福島県建築審査会事務局 武田 崇之)